

## 新型コロナウイルス感染症に係る高齢者関係施設等への応援派遣事業 Q&A

R3.3.4時点(R3版)

質問	回答
1 派遣職員の職種は決まっていますか。	介護職員、看護職員、事務職員、調理職員などを想定し、幅広く募集します。
2 1施設から一度に派遣する人数はどのくらいですか。一度に多くの職員の派遣を要請されると、自らの施設運営に支障が生じます。	複数の職員を登録いただいた場合であっても、派遣時期をずらすなどして、派遣元施設(協力施設)の運営への影響が最小限となるよう調整して参ります。
3 派遣候補者の選考はどのようになされますか。	感染が発生した施設の状況に応じ、職種、サービス種別、圏域等を考慮の上、選考します。必ずしも同じサービス種別間での応援に限定されません。ただし、派遣先等については、派遣候補者の方に事前にお伝えし、調整します。
4 派遣の際には、派遣元施設(協力施設)に連絡はありますか。	派遣元施設(協力施設)を通じて派遣候補者に打診します。
5 業務内容は事前に知ることができますか。	派遣先の責任者、連絡先、業務内容、派遣期間、従事場所、勤務時間(日勤・夜勤など)等について、事前に書面にてお知らせします。
6 時間外勤務はありますか。	原則として、時間外勤務のない体制を組むこととします。ただし、突発的な事情により、派遣先施設が、応援職員に時間外勤務を求めたい場合は、労働契約の関係から、派遣元施設(協力施設)に承諾を得ることが前提となります。そのうえで、派遣元施設が応援職員に同意を得て、時間外勤務を命じることとなります。なお、その際に発生する時間外勤務分の割増賃金については、助成の対象となります。【問8関連】
7 派遣期間はどのくらいですか。	派遣要請の内容により異なりますが、1～2週間程度を想定しており、派遣候補者の方には事前に相談いたします。
8 応援職員を派遣する際にかかった経費は、どうなりますか。	県が、職員を応援派遣するための諸経費(PCR検査費用、旅費・宿泊費、(割増)賃金・手当など)を助成します。領収書等を保管していただきますようお願いいたします。  ※ただし、介護報酬で措置されるものは対象となりませんのでご注意ください。
9 傷害賠償保険については、派遣元施設で加入するのですか。	応援派遣登録者については、県側で一括して傷害賠償保険に加入しますが、必要と判断される場合は、別途で加入いただくことも可能です。
10 PCR検査はどのように受けるのですか。心配であれば、何度でも受けられるのですか。	派遣職員又は派遣元施設(協力施設)が希望される範囲で、自由診療で派遣前1回、派遣後2回までの受検を見込んでいます。 また、保健所が濃厚接触者と判断した場合などは行政検査の対象となる場合もあります。 なお、派遣調整の際には、受検可能な検査機関の情報提供をします。

## 新型コロナウイルス感染症に係る高齢者関係施設等への応援派遣事業 Q&A

R3.3.4時点(R3版)

	質問	回答
11	応援職員の身分はどうなりますか。	<p>応援職員は、派遣元施設(協力施設)からの出張扱いにより業務に従事しますので、派遣元施設(協力施設)の指揮監督の下で派遣先(クラスター発生施設等)での業務に従事します。</p> <p>ただし、応援職員の方が担当する業務(利用者の特性や、派遣先施設に特有の事案への対応など)については、派遣先施設からの助言を受けて、業務に従事します。</p>
12	危険手当は支給できますか。 また、助成対象となりますか。	<p>応援に伴って派遣元施設(協力施設)が応援職員に支払う危険手当は、助成の対象になります。</p> <p>派遣元施設(協力施設)におかれては、あらかじめ応援職員に支払う手当等の検討を行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、国のQ&amp;Aにおいて「手当の額は各事業所で柔軟に設定が可能ですが、実施主体(都道府県等)が目安額を定めることを妨げない」とされていることから、熊本県においては、次のとおり目安額をお示します。</p> <p>①クラスター発生等施設のグリーンゾーン 3,000円/日 ②同レッドゾーン 4,000円/日</p>
13	派遣前に感染防止のための研修はありますか。	<p>令和2年度は4地域で計8回開催しました。</p> <p>令和3年度も開催を予定しています。</p>
14	感染予防資材は支給されますか。	<p>レッドゾーンへの派遣の際には、県が備蓄する防護服、フェイスシールド、手袋等を支給します。</p>
15	派遣終了後、いつ職場に復帰となりますか。 また、その期間の人件費はどのようになりますか。	<p>濃厚接触者に対応する職員の派遣終了後の待機期間は、必要に応じて2週間程度までとし、その期間中に実施するPCR検査費用、宿泊費については、助成の対象となります。</p> <p>派遣職員が従来からの職員であれば、基本は介護報酬を人件費に充てた上で、派遣職員の待機に伴う他の職員の時間外勤務手当や非常勤職員の新規雇用などが、かかり増し経費として、助成の対象となります。</p> <p>※介護報酬で措置されるものは対象となりません。</p>